

第3回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日時：令和6年4月25日（木）9：30～10：43
場所：浜田市役所 4階 講堂A B

1 出席委員

【農業委員】（14名）

1番 中田 善喜 2番 佐々木京子 3番 大崎 健太 6番 原田 義一 7番 野上 省三
9番 豊田 知世 10番 川神 昌暢 11番 河上 昭二 13番 稲田 勝志 15番 藤若 裕香
16番 三浦 寿紀 17番 柿元 信次 18番 玉田 一 19番 南谷 勇

【農地利用最適化推進委員】（17名）

1番 河野 恒弘 1番 近重 邦昭 2番 永見 繁廣 3番 河西 堅 4番 小松原常雄
5番 永見 昌之 6番 道下 文男 7番 領家 悟 10番 大谷 数義 11番 長野 昭三
12番 高橋久美子 13番 橋本 安延 14番 田村 邦麿 15番 河崎 健 16番 野村 明治
18番 串崎 美之 19番 大森 一利

2 欠席委員

【農業委員】（5名）

4番 高橋 伸幸 5番 岡本 健治 8番 皆本 浩己 12番 青葉 真 14番 岩谷 淳志

【農地利用最適化推進委員】（1名）

8番 永見 孔

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

農地利用目的変更届について（1件）

公共事業による廃土処理届出について（1件）

○議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定15件）

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（5件）

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）

議第4号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（3件）

令和6年4月25日

浜田市農業委員会
会長 中田 善喜

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：木原事務局長、岡本農地係長、濱野主任主事

産業経済部農林振興課：松本事務員

しまね農業振興公社：植本農地集積相談員

議 長	はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。
事務局長	<p>本日、欠席の連絡がありました農業委員は、4 番 高橋委員、5 番 岡本委員、8 番 皆本委員、12 番 青葉委員、14 番 岩谷委員、以上 5 名から欠席の連絡がありました。農業委員の出席は、14 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、8 番 永見孔委員から欠席の連絡が出ております。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第 3 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会会議規則第 15 条に規定する議事録署名委員を指名いたします。7 番野上委員、10 番川神昌暢委員、よろしくお願いします。</p> <p>本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、次第の 1 番目「報告」です。報告は、農地利用目的変更届が 1 件、公共事業による廃土処理届出が 1 件 です。事務局の説明をお願いいたします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地利用目的変更届「1 号」について説明します。</p> <p>場所は、雲城小学校から約 550m 北西の金城町七条若林町内です。届出は、田、2 筆、計 2,160 m²です。利用目的を「田」から「畑」に変更するものです。主に野菜・果樹畑として耕作することされ、隣接者等から異議支障が出た場合は、耕作者である届出者において一切責任を持ち解決することとしておられます。</p> <p>公共事業による廃土処理届出「1 号」について説明します。</p> <p>場所は、浜田市三隅支所から約 1,650m 北の三隅町東平原下町内です。届出は、田、871 m²です。事業内容は、農業水路長寿命化・防災減災事業（森溝地区）ため池廃止工事に伴う廃土約 500 m³を、工事個所のすぐ下流で、経済的に廃土できる届出地に廃土されます。こちらはすでに工事が始まっている案件ですが、令和 6 年 5 月 31 日までの予定で、廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて対策を講じることとされています。また、廃土後は、土地所有者の要望により、さらにかさ上げし畑として整備されます。</p> <p>事前説明はありませんでした。</p> <p>以上です。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、次第の 2 番目、議案に入ります。</p> <p>議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、浜田市より農業委員会へ議決を求められています。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。</p>

資料No.1 の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、15 件、41 筆、108,460 m²」で、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和 6 年 4 月 30 日から令和 6 年 5 月 13 日までの 14 日間」、開始日を「令和 6 年 5 月 1 日以降」とされています。

事前の質問はありませんでした。
以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 皆様方から何かありましたらお願いします。

三浦委員 番号 4 番 5 番について、それぞれ「旧農地利用集積円滑化団体」から借りておられますが、期間の違い、使用貸借、賃貸借の違い、また、宅地を農地として利用することとなっておりますが、その経緯を教えてください。

事務局 4 番の期間に関しては、地目が宅地であることも含めて、現在改良事業中であることから申請のような形態となっております。5 番については、通常の賃貸者ということであります。

議 長 それでは採決に入ります。

農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委 員 ～ 挙手 多数 ～

議 長 挙手 多数 です。承認いたします。

続きまして議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請は、5 件です。
事務局の説明をお願いします。

事務局 「1 号」について説明します。場所は、周布まちづくりセンターから約 250m 南南東の町内は周布町 5 町内になります。申請は、地番は治和町の田、2 筆、計 595 m²で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、土地所有者は、県外に在住しており、耕作できないため、また、親戚である譲受人は、以前から畑として借受けていた農地であります。周辺地域との関係、申請者意見等については、「万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処する。」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第 3 条第 2 項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。

「2 号」について説明します。場所は、県立浜田養護学校から約 400m 南東の町内は国分町国分 3 町内になります。申請は、田、238 m²で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、土地所有者は、現在耕作しておらず、今後も耕作する予定がないことと、近所に住んでおられ、耕作可能な、譲受人が購入されます。周辺地域との関係、申請者意見等については、「近隣から異議が生じた場合には、譲受人の責任において対応する。」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法

第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。

「3号」について説明します。場所は、周布まちづくりセンターから約1,400m南東の町内は吉地町2町内になります。申請は、田、2筆、計462㎡で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、土地所有者は、現在県外に在住しており、耕作ができないこと、また、譲受人は、以前から柿畑として借受けていた農地です。周辺地域との関係、申請者意見等については、「近隣から異議が生じた場合には、譲受人の責任において対応する。」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。

「4号」について説明します。場所は、東平原上集会所から約500m南の町内は三隅町東平原上町内になります。申請は、畑、1,071㎡で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、土地所有者は、相続したが、町外に在住していることから、農地の隣接に居住する譲受人は、農営拡大につながるとされています。周辺地域との関係、申請者意見等については、「問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。

「5号」について説明します。場所は、三保まちづくりセンターから約750m南西の三隅町古市場門殿町内になります。申請は、畑、297㎡で、有償による所有権移転です。譲渡事由は、土地所有者は、市外に居住しておられ管理が困難であり、譲受人は近隣に居住しており、建物と合わせ申請地を管理し、農地は、野菜等の作付を考えておられます。周辺地域との関係、申請者意見等については、「周辺に耕作農地はないが、問題が生じた場合は、関係当事者間で話し合いのうえ、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。

いずれも、事前の質問はありませんでした。
以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「1号」につきまして、「6番 原田委員 または 道下委員」補足説明をお願いします。

原田委員 「1号」につきましては、先般、委員、事務局で現地確認を行いました。写真にありますように、現在の借受人が野菜等を作っておられます。続いて「3号」につきましては、相続を受けた土地ですが、県外におられ、管理ができませんが、ご親戚であります譲受人は、以前から柿を作っておられます。2件とも問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 「2号」につきまして、「1番 河野委員」補足説明をお願いします。

河野委員 先般、委員、事務局で確認をしました。問題はないかと思ひます。既に現地は畑として管理してられるようですので、よろしくお願ひします。

議長 「4号」につきまして、「18番 玉田委員 または 串崎委員」補足説明をお願

いします。

申崎委員

先日現地を確認いたしました。すでに譲受人さんが耕作しておられ、改めて届をされた案件です。よろしくお願ひします。

議 長

「5号」につきましては、両委員さんが欠席ですので、事務局からお願いします。

事務局

先般、委員さんに現地を見ていただき、問題はないと確認していただいたところです。

議 長

その他、皆様方から何かありましたらお願いします。

ありませんか。

委員質疑

(なし)

議 長

ないようですので、採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員

～ 挙手 全員 ～

議 長

挙手 全員 ですので、承認といたします。

続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請は3件です。
事務局の説明をお願いします。

事務局

「1号」について説明します。場所は、原井小学校から約350m西南西の港町5-1町内です。申請は、畑、1,682㎡のうち389㎡です。転用目的は、事務所兼駐車場で、事前の届け出なく整備したことによる顛末書を添えておられ、資金証明は転用済のためありません。顛末書にあるとおり、農地法の手続きがされないまま、昭和43年頃、当時の借受者が建物を建築されました。その後、この度、現在その建物を使用している借受者及び土地所有者から農地法5条の届が提出されました。被害防止対策等につきましては、現在、申請地周辺に農地はありませんが、「万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。」と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものであり、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断します。

「2号」について説明します。場所は、石見小学校から約750m北東の長沢町5-1町内です。申請は、畑、331㎡。有償による所有権移転で、資金証明として残高証明書を提出されています。転用目的は、隣接地も含め、宅地造成し、住宅用分譲地として販売する予定で、予定工事期間は、許可日から令和6年11月30日までと申請されています。被害防止対策等につきましては、「宅地造成につき周辺の農地に影響がないように、フェンスを立て被害防除対策には万全を期す。」また、「被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話し合いのうえ、責任を持ってこれに対処する。」と申請されています。許可の

判断は、第 3 種農地のため原則許可と判断しており、また、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第 44 条第 3 号に該当する農地と判断いたしました。

「3 号」について説明します。場所は、周布まちづくりセンターから約 100m 東南東の周布町 4 町内です。申請は、田、216 m²のうち 130 m²。以前 5 条の許可がされ、土地登記の所有権については移転は完了していますが、当時申請された「住宅建築」は費用面で、断念された経過があり、この度、改めて、該当地の一部を駐車場と整備する申請で、資金は預金残高を確認しております。被害防止対策等につきましては、「隣接地に農地はありませんが、万が一の場合は関係当事者間で話し合い責任を持って対処する。」と申請されています。許可の判断は、第 3 種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第 44 条第 3 号に該当する農地と判断しました。

いずれも、事前の質問はありませんでした。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 続きます。担当委員から補足説明をお願いします。「1 号」につきまして、「11 番 河上委員 または 長野委員」補足説明をお願いします。

長野委員 先般、委員、事務局で現地を確認しましたが、顛末書が提出され、事務局の説明もありましたが、相当以前からの案件で、致し方ないと考えます。

議 長 「2 号」につきまして、「10 番 川神委員 または 大谷委員」補足説明をお願いします。

川神委員 一緒に現地を確認することはできませんでしたが、それぞれ現地を確認したところです。実際に農地は隣接地にはない状態でありました。

議 長 「3 号」につきまして、「6 番 原田委員 または 道下委員」補足説明をお願いします。

原田委員 先般、委員、事務局で現地を確認しました。駐車場・畑として利用していく届出です。よろしくお願いいたします。

議 長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。

ありませんか。

大谷委員 第 5 条の 1 号の申請について、建築業者がわからなかったのかと疑問があります。事務局としても、譲受人にも確認が必要であると思います。

事務局 第 5 条の 1 号については、昭和 43 年当時に建物を建築され、その後、建物の所有権が 2 回変わった案件で、この度、土地所有者と現在の建物所有者から届出の提出がありました。

三浦委員 報告事項の公共廃土事業の届出に関して、届出が浜田市から出た案件です。こちらもどうかと思います。注意をしていただきたい案件だと思います。

事務局 おっしゃる通りだと思います。改めて、国県市に注意をしていきます。

議長 そのほか、ありませんか。

ないようですので、採決に入ります。
第 5 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手 多数 ～

議長 挙手 多数 で、承認といたします。

続きまして、議第 4 号 議第 4 号転用統制外証明願 非農地証明願 は 3 件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 「1 号」について説明します。場所は、原井小学校から約 350m 西南西の港町 5-1 町内 です。非農地証明の対象農地は、5 条の 1 号案件の隣接地で、畑、76 m²で、昭和 43 年頃から耕作放棄、現況原野と申請されています。農地区分は、第 3 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。

「2 号」について説明します。場所は、弥栄町栃木六部谷集会所から約 750m 西にあります。非農地証明の対象農地は、畑及び田 3 筆、計 489 m²で、平成年月日不詳から耕作放棄となり、現況原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。

「3 号」について説明します。場所は、三隅支所から約 950m 北の三隅町三隅小野町内になります。非農地証明の対象農地は、畑、214 m²で、数十年前から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。

いずれも事前質問はありませんでした。
以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「1 号」につきまして、「11 番 河上委員 または 長野委員」補足説明をお願いします。

長野委員 現地を確認しましたが、道路の反対側は岩盤でありまして、申請地を農地として再生することは、困難であると思います。よろしく願いします。

議長 「2 号」につきまして、「4 番 小松原委員」補足説明をお願いします。

小松原委員 現地確認は、委員、事務局で行いました。農地としての再生は困難であると思いますので、よろしく願いします。

議 長 「3号」につきまして、「18番 玉田委員 または 串崎委員」補足説明をお願いします。

玉田委員 先般、委員、事務局で現地を確認しました。竹藪状態で、所有者も県外におられ、管理ができない状態ですので、やむを得ないと思います。

議 長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。

ありませんか。

ないようですので、採決に入ります。
議第5号、転用統制外証明願（非農地証明願）について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委 員 ～ 挙手 全員 ～

議 長 全員 挙手 で、承認いたします。

その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

事務局から何かありますか。

事務局 資料「追加②」をご覧ください。運営委員・評価委員の指名等について、報告いたします。「委員会運営の各種方針、総会の会議運営、各種行事、建議、要望等に関する事項を所管・審議していただく運営協議会委員」と「急な委員交代や改選などの際に委員を適任かどうか評価していただく委員」について、会長より指名いただいておりますので、資料「追加②」により、ご報告いたします。なお、対象の委員の皆さんにも了承をいただいております。

議 長 以上を持ちまして、第3回総会を終了します。

終了 午前10時43分